

平成30年11月21日

(問い合わせ先)  
中国運輸局 広島運輸支局輸送・監査担当  
担当：橋本、竹原  
TEL：082-233-9167  
FAX：082-295-3508

## タクシーの運賃改定要請について（広島県B地区）

平成30年11月19日付けで福山交通圏（広島県B地区）のタクシー事業者であるアサヒタクシー株式会社、及びグリーンタクシー株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃（※1）の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、広島県B地区において本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、要請書又は運賃変更認可申請書（※2）を提出した事業者の合計車両数が、地区内の法人事業者（※3）全体の車両数の7割（※4）を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 要請者（平成30年11月19日現在）

1. 法人名：アサヒタクシー株式会社  
住 所：広島県福山市新湍町二丁目20番11号
2. 法人名：グリーンタクシー株式会社  
住 所：広島県福山市南手城町二丁目27番7号

### 運賃適用地域

広島県B地区

広島県のうち広島県A地区（広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町の区域）を除く全域

### 要請の概要

#### 【初乗運賃及び加算運賃】

- （要請）普通車1. 5kmまで720円、266mごとに90円加算  
※小型車と中型車の車種区分を統合して普通車とするもの。  
大型車1. 5kmまで780円、258mごとに100円加算  
特定大型車1. 5kmまで870円、235mごとに100円加算  
（現行）小型車1. 5kmまで630円、352mごとに90円加算  
中型車1. 5kmまで640円、301mごとに90円加算  
大型車1. 5kmまで690円、292mごとに100円加算  
特定大型車1. 5kmまで770円、266mごとに100円加算

## ※1 公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づいて指定した特定地域・準特定地域においては、タクシー運賃は国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した運賃の範囲（公定幅運賃）から、事業者が運賃を選択し、届け出ている。

広島県B地区において、特定地域に指定されている地域は無く、準特定地域に指定されている地域は呉市A（呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田町豊浜町及び旧豊町の区域を除く。）、東広島市（東広島市、三原市のうち広島空港の区域）、福山交通圏（福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る。））。

## ※2 運賃変更認可申請

特定地域、準特定地域以外の地域においては、タクシー運賃の変更には認可を受ける必要がある。

地方運輸局が公示している地域ごとの運賃の上限額を超える額への変更の申請が、運賃改定の申請となる。

## ※3 法人事業者

法人事業者とは、1人1車制個人タクシー事業者を除くタクシー事業者を指す。

## ※4 7割ルール

公定幅運賃の変更及び運賃変更認可（運賃改定）については、変更要請書又は認可申請書を提出した法人事業者の車両数の合計が、地域内の法人事業者全車両数の7割以上となった場合に手続きを開始する「7割ルール」が通達で設けられている。

なお、全車両数及び要請書又は認可申請書を提出した事業者の車両数から、ハイヤー及び福祉輸送サービス限定の事業者の車両数は除かれる。

## 参考

- 要請受付期間  
平成30年11月19日 ～ 平成31年2月18日
- 広島県B地区における法人事業者数（平成30年11月5日現在）  
162事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）
- 広島県B地区における法人事業者合計車両数（平成30年11月5日現在）  
2,445両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）
- 広島県B地区における過去の運賃改定状況  
前回改定 平成27年11月20日実施
- 中国地方の運賃改定状況  
広島県A地区 平成19年11月26日実施（平成26年に消費税改定（5%⇒8%）に伴う改定）  
（広島交通圏） ※平成30年10月19日に運賃改定の要請があり、現在受付期間中。  
鳥取県 平成27年11月20日実施  
島根県本土 平成26年 4月 1日実施  
島根県隠岐 平成27年 7月23日実施  
岡山県 平成27年11月28日実施  
山口県 平成20年 3月 1日実施（平成26年に消費税改定（5%⇒8%）に伴う改定）